飼料製造業者届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　年　　月　　日

農林水産大臣　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

２　飼料を製造する事業場の名称及び所在地

３　販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

（1） 販売業務を行う事業場の所在地

（2） 飼料を保管する施設の所在地

４　製造に係る飼料の種類

|  |
| --- |
| 種　　　　類 |
|  |

なお、輸出用及び試験研究用の飼料の種類及び名称は次の通りである。

（輸出用）

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　類 | 名　　　　称 |
|  |  |

（試験研究用）

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　類 | 名　　　　称 |
|  |  |

５　飼料の製造の開始年月日

　　令和　　年　　月　　日

６　製造する飼料の原料又は材料の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 原　料　又　は　材　料　の　種　類 | |
|  | 飼料添加物の種類 |
|  |  |

７　製造施設の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主要施設 | 数量 | 規模、能力等 |
|  |  |  |